

生活困窮者への 支援制度が始まりました。

生活に
困っている

仕事が
見つからない

ひとりで抱えこまずに
まずはご相談ください

家賃を
払えない

将来が
不安

病気で
働けない

住む所が
ない

家族の
ことで
悩んでいる

社会に
出るのが
怖い



働きたくても働けない、
住む所がない、など、
まずはお困り事を
お聞かせください。
地域の相談窓口と一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。
ご家族などまわりの方からの
相談もお受けします。

無料相談

さかえ・しすい ワーク・ライフサポートセンター 電話：043-484-8222
受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)

生活困窮者への支援制度が始まりました。 就職や住宅確保等のサポートをしています。

仕事や生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業(無料相談・秘密厳守)

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、

まずは「さかえ・しすい ワーク・ライフサポートセンター」にご相談ください。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

※ご相談の状況により、関係機関等と連携し、適切な支援機関におつなぎする場合があります。



住居確保給付金の支給



家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※「住居確保給付金の支給」については、一定の資産・収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター
相談の様子



〈相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)〉

- 1 まずは相談窓口へ。
- 2 生活の状況を見つめる。
- 3 あなただけの支援プランを。
- 4 支援決定・サービス提供。
- 5 定期的なモニタリング。
- 6 真に安定した生活へ。

さかえ・しすいワークライフサポートセンターの支援員が対応します。何らかの理由で窓口にお越しただけでない場合はご自宅に訪問します。

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。生活の状況と課題を分析し「自立」に向けて寄り添いながら支援を行います。

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを協働で作ります。

完成した支援プランは町担当者を交えた関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

各種サービスの提供がゴールではありません。あなたの状態や支援の提供状態を支援員が定期的に確認し、支援プラン通りにいかない場合は支援プランを再検討します。

あなたの困りごとが解決されると支援は終了しますが、安定した生活を維持できているか、一定期間、支援員がフォローアップを行います。